

publicity magazine  
for small and medium-size enterprise  
**cyushokigyo-chiba**

# 中小企業ちば

2002. 8. No.444



東総台地の夏（銚子市） [写真提供(株)千葉県観光協会]

## Contents 【主な内容】

- |       |     |   |
|-------|-----|---|
| ■特集   | p 1 | ブロック中小企業組合士全体協議会千葉県で開催                              |
| ■施策   | p 2 | 平成14年度中小企業者に関する国等の契約方針閣議決定                          |
|       | p 4 | 平成14年度雇用創出支援事業の実施について<br>改正雇用対策法のお知らせ（中央会で特別相談窓口設置） |
| ■事業   | p 5 | 平成15年度中央会補助事業のご案内                                   |
| ■景況   | p 6 | 情報連絡員報告   |
| ■お知らせ | p 7 | 日本標準産業分類の改訂   |
|       | p 8 | チャレンジ21の番組表   |

2002

8

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

E-mail:[web-master@chuokai-chiba.or.jp](mailto:web-master@chuokai-chiba.or.jp)



懇親会で挨拶する上坂千葉県組合士会会長



## 平成十四年度関東甲信越静フロック

# 中小企業組合士全体協議会千葉県で開催

関東甲信越静フロック中小企業組合士協議会は、七月十二日、浦安市のイクスピアリ・ホテルミラコスタにおいて全体研修会を開催した。協議会は東京、神奈川、埼玉、静岡、長野、千葉の組合士会の連合体で、来賓を含めて約九十名余りの組合士が参加した。

### 視察

当日は、フロック会長会議も平行しておこなわれたが、はじめに三班に分かれて、東京デイズニールゾートの商業施設「イクスピアリ」を視察した。イクスピアリは百貨を超えるショップとレストラン、シネマコンプレックス及びチルドレンズ・プレイアンドケアの施設から構成されている。

①特に、チルドレンズ・プレイアンドケアは就学前の子供たちを受入れ、その健やかな成長のお手伝いをするを目的とし、知育の段階に必要な心のフィールドを耕すために専門のスタッフが

独自のプログラムにより、子供の時代に必要なきまざまな遊びを實施し、その体験を通じて新たな個性や能力発掘に貢献している独自の施設である。

②シネマコンプレックスは日本最大級の大きさとなる、十六スクリーンで約三千五百シートを擁し、壁いっぱい設置されたスクリーン、視野を遮らないように造られたスタジアム型シート、デジタルサウンドシステムなど、観客の立場に立った施設である。

③ショップとレストランは、九つのゾーンから構成され、物語性に富んだ様々なシーンを描き出して顧客の感性に訴えている。

### 講習

視察の後はホテルミラコスタにおいて(株)イクスピアリの小林マーケティング課長の「イクスピアリの戦略」についての講習があった。イクスピアリのターゲットは①東京デイズニールゾンドの併用

顧客、②イクスピアリを単なる観光スポットと考えている人々、③東京の東部から千葉県西部のJ R京葉線沿線に住む人や京葉線を利用している人々の三つの顧客対象に絞った。イクスピアリとしてはそれぞれを対等なターゲットに考えていたが、現状では③の人々が主力になってきている。「特にシネマコンプレックスでは午後八時過ぎに千円のレイトショーがあり、映画が終わって食事やカクテルを楽しむという、千葉そごうやららばーとは、味違ったスタイルを提案していきたい。」とのことだった。

### 交流

講習会の後は、同ホテルで懇親会が開かれ、全国中小企業団体中央会及川振興部長、千葉県中小企業団体中央会菊地副会長の来賓挨拶の後、大澤商工中金千葉支店次長の乾杯のあと懇談になり、多くの組合士が交流した。

# 平成十四年度中小企業者に関する

## 国等の契約の方針決定（閣議決定）

政府は、平成十四年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、七月九日、閣議決定した。概要については以下のとおりである。（一部省略）

### 一、中小企業者向け契約目標

平成十四年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約五兆三百八十億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約三兆五千九百九十億円、公団等については約一兆五千一百九十億円とする。

### 二、中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成十四年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

(一) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注の増大

者の受注機会の増大を図るものとする。

(エ) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(オ) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考にあ資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業

官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。また、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用にあ資するものとする。

(イ) 特に、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、その一層の周知徹底にあ資するものとする。

(三) 指名競争契約等における受注機会の増大

(四) 中小企業者への説明の徹底  
国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明にあ資するものとする。

(五) 銘柄指定の廃止

(六) 分離・分割発注の推進

(七) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

(八) 適正価格による発注

(九) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

(十) 中小建設業者に対する配慮  
(十一) 技術力のある中小企業者

に対する入札参加機会の拡大

国等は、技術力のある中小企業者の入札参加機会（公共事業を除く。）の拡大に努めるものとする。

(十二) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

(十三) 競争契約参加資格審査手続の簡素化

国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。なお、申請手続については、国における調達手続の電子化に関する検討の進捗よく状況等を踏まえつつ、書面によるほか、電子的手段によっても可能とするよう努めるものとする。

(十四) 中小企業者の自主的努力の助長

(ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、揭示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中

小企業者に提供するよう努めるものとする。

(イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。このため、特に、契約担当官等（公団等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

(エ) 国等は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の

確保を図ることができるよう努めること。

三・官公需に係る施策の推進

(一) 国等は、本方針の一層の普及及び徹底を図るものとする。

また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(二) 各省各庁等は、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あてに通知するなど、中小企

業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

(三) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

中小企業者向け契約実績、契約目標  
(単位：十億円)

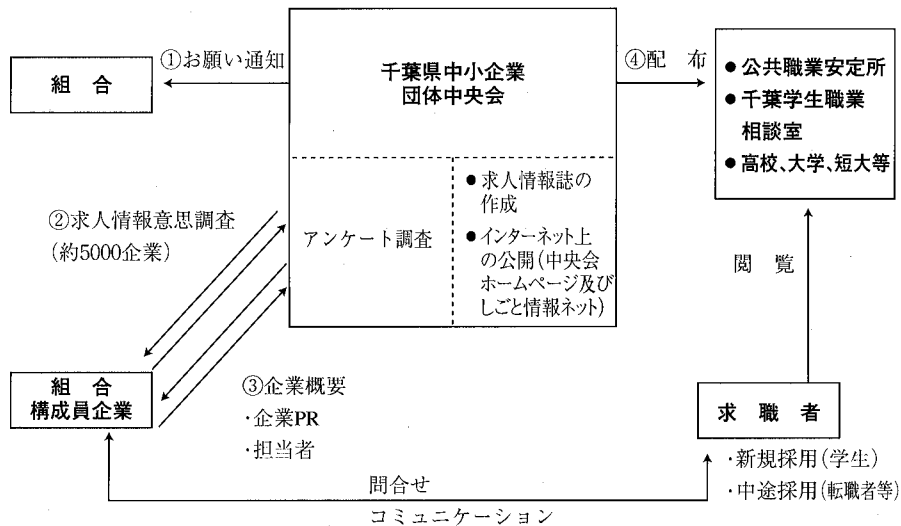
	平成13年度			平成14年度		
	官公需 総実績額 A	中小企業 者向け 契約実績額 B	B/A (%)	官公需 総算額 A'	中小企業 者向け 契約目標額 B'	B'/A' (%)
国	8,485	3,889	45.8	7,614	3,519	46.2
公団等	3,739	1,626	43.5	3,544	1,519	42.9
計	12,224	5,515	45.1	11,158	5,038	45.2

## 平成14年度 中小企業雇用創出支援（求人情報提供）事業の実施について

### 【事業の主旨】

本事業は雇用機会の増大を図るため、本会が組合のネットワークを活用して人材の受け入れ・求人を希望している中小企業者の情報収集を行い、インターネットや情報誌等を通じて求人情報の提供を行う。

### 【事業フロー図】



### 【その他】

- ①組合へのお願い：「求人情報意思調査のアンケート」は約5,000企業に依頼する都合上、直接傘下の構成員企業に送付しますので、ご承知下さい。（本年度は2回実施予定）
- ②組合構成員企業へのお願い：本事業の主旨をご理解のうえ、アンケート調査へのご協力をお願いします。
- ③お問い合わせ先：本会連携支援部 橋本、池永までご照会下さい。TEL043-242-3277

**年齢にかかわらず  
均等な機会を  
中央会で特別相談窓口を  
設置（九月底日まで）**

労働者の募集、採用にあたっては、労働者の年齢を理由として、募集・採用の対象から排除しないようにしましょう。

政府では五月の月例経済報告で、我が国経済について底入れをしたとの判断を示しておりますが、中小企業はデフレ経済の進展する中実感としてはまだまだ不況の真っ只中です。当然雇用環境も厳しく、特に中高年齢層にとっては深刻な問題です。

このような状況に対して、中高年者に幅広い求職者の再就職に資するため、昨年四月に雇用対策法が改正され、事業主の募集・採用における年齢制限緩和の努力義務が規定され昨年の十月一日より施行されております。

本会では今年の九月底日まで連携支援部に特別相談窓口を設けておりますので、ご利用下さい。

## 平成15年度中央会補助事業のご案内

本会の平成15年度の各種補助事業の内容はおおむね、下記のとおりです。詳細につきましては、本会までお尋ね下さい。なお、事業名及び補助金額は変更される場合がありますので、ご了承下さい。

(\*マークのついている事業は補助対象経費の3分の1、☆のついた事業は2分の1が自己負担です。)

### 1. 活路開拓ビジョン調査事業 \*

① 県域枠 組合(業界)及び組合員企業の活路開拓のビジョン作成の経費を助成する事業  
(対象組合等) 県域を地区とする業界組合等

(補助金額) 1組合当たり 2,300,000円以内

② 市町村域枠 組合(業界)及び組合員企業の活路開拓のビジョン作成の経費を助成する事業  
(対象組合等) 市町村域を地区とする業界組合等

(補助金額) 1組合当たり 1,300,000円以内

### 2. 組合自主研修事業 \*

組合が行う自主研修に必要な経費を助成する事業

(対象組合等) 組合等が抱えている共通の経営上の課題を解決しようとする組合等

(補助金額) 1組合当たり 150,000円以内

### 3. 組合研究集会事業 \*

組合が行う研究集会の開催に必要な経費を助成する事業

(対象組合等) 県内の小企業者組合(構成員の4分の3以上が小企業者の組合)

(補助金額) 1組合当たり 50,000円

### 4. モデル組合指定助成事業 \*

モデル組合として指定し、当該組合が行う教育情報提供事業及び成果普及事業のための必要経費を助成する事業

(対象組合等) 県内の小企業者組合のうち他の模範となる組合

(補助金額) 1組合当たり 120,000円

### 5. 組合マーケティング強化対策事業 \*

環境変化に対応する組合(業界)のマーケティング強化活動に対する費用経費を助成する事業

(対象組合等) マーケティング活動を強化しようとする組合等

(補助金額) 1組合 1,000,000円以内

### 6. 組合情報化促進企画調査事業 \*

組合情報ネットワーク化のための諸問題及び実現の可能性の調査研究に必要な経費を助成する事業

(対象組合等) 情報ネットワークの導入の方法手順等を検討・研究しようとする組合

(補助金額) 1組合 2,000,000円以内

### 7. 組合情報ネットワーク化事業

導入しようとする情報ネットワークシステムの設計に要する経費を助成する事業

(対象組合等) 6.の事業が終了し、システムの導入を予定している組合等

(補助金額) 1組合当たり 10,000,000円以内

◎この事業は小売業の組合は対象となりません。

### 8. 中小企業マルチメディア対応調査研究事業 \*

マルチメディアを活用した事業展開の可能性の調査・研究に対して助成する事業

(対象組合等) マルチメディアを活用した事業展開の方策等の可能性を調査研究しようとする組合等

(補助金額) 1組合当たり 1,000,000円以内

### 9. 千葉県中小企業融合化開発促進事業 ☆

融合化グループ等が行う企画活動事業・開発促進事業・市場開拓事業の経費の2分の1以内を助成する事業

(対象グループ・組合等) 県内で1年以上事業を営む2企業以上で構成する異業種グループ等

(補助金額) 1グループ当たり 各 1,000,000円・5,000,000円・1,500,000円 以内

情報連絡員報告を中心とした

## 県内の中小企業動向 &トピックス・六月

### 【ボーナズ商戦】 【県下全域】

中元商戦では前半は好調に推移したが、後半落ち込み、全体では前年並みかやや落ち込みで、期待外れに終わった。これはボーナズの支給額が減少傾向にあるためと思われる。

### 【パン製造業】 【県下全域】

児童・生徒数の減少傾向が続いているため、学校給食用のパン・米穀の委託加工数量が減少している。

### 【印刷業】 【千葉】

需要の中心は商業印刷である。近年目立ってきたのは、パチンコ店の新装開店のチラシだったが、六月はワールドカップの影響で新装開店が規制されたため、これも減少した。

### 【漬物製造業】 【県下全域】

スーパー関係の取引条件が厳しく、資金繰りに苦慮している。

### 【木・木製品製造業】 【木更津】

売上は良かった。木材輸入船の相続く入船で在庫増となった。

### 【鍍金業】 【県下全域】

政府の景気底入れの発表があったが、鍍金業界においては月ごとに売上・受注ともに減少している。

### 【生コンクリート製造業】 【県下全域】

年度始めであるが、四月～五月累計で前年度を上回っているが、今後の需要予測は大幅に下回っているため期待できない。

### 【ソフトウェア業】 【千葉市他】

SE技術者に対する人材育成のための国からの助成金が廃止されることから、中小企業にとって今後ますます教育研修が難しくなる。

### 【建設業】 【県下全域】

依然厳しい状況が続いている。今後、連合会では介護関連の事業進出を進めている。

### 【電気機器小売業】 【県下全域】

六月は共同売り出しの月になっており、販売促進は効果を上げて、対前年同月比、対前月比とも増加した。

### 【建設業】 【市原】

倒産したわけでもないのに、組合の脱退希望者が増えており、組合のあり方が問われている。

### 【菓子卸売業】 【県下全域】

大手の秋季新商品の説明会があ

ったが、販売に対しての積極性が見られなかった。

### 【小売業】 【柏】

月末には一部の商店で早々と夏物のバーゲンをしており、総じて収益は低迷している。

### 【自動車解体業】 【県下全域】

廃車の在庫は新車販売が9%近く落ち込んだこともあり低調。ただ、今年に入って鉄スクラップの価格が持ち直していることからボディガラの処理にいくらかの期待が持てる。一部のシュレッダー業者の中には価格を下げたところもある。

### 【釣舟業】 【飯岡】

飯岡沖でシロギス釣大会を開催、盛会裏に終了した。

### 【貨物運送業】 【県下全域】

輸送量は横這いに推移しているが、運賃の下落が続いている。

### 【建設場重業】 【県下全域】

作業量の低下、価格の下落と厳しい状況が続いている。さらに大手業者は低価格の料金を提示しておりますます厳しい。

### 【中古自動車小売業】 【県下全域】

ボーナズ商戦をにらみ拡販攻勢をかけたものの結果は手心えがなかった。

### 千葉県のベンチャー支援対策

県は、七月から、新たな県内ベンチャー企業支援を始めた。創業間もない企業には、資金調達と製品の販路拡大に課題を抱えるところが多いことから、県などが出資する新たな投資組合を設立するともに、販路開拓の実績を持つ大手企業の営業管理職経験者を二名、県産業振興センターに配置した。県では、ベンチャーキャピタルを公募し、年度内をめどに県内のベンチャー企業に出資する模様。

### 成田新高速鉄道の事業認可

国土交通省は、京成上野駅から北総・公団線等を経由して成田空港に乗り入れる成田新高速鉄道の鉄道事業を建設主体の第三セクターと運行主体の京成電鉄に認可した。これにより、二十五年年度の着工、二十十年年度の開業に弾みがつきそうだ。

### 東金市でまちづくり塾スタート

市の中心市街地の活性化策を市民と行政と事業者が一体となって考える、官民が協力した塾が開かれ今後一年間にわたって活動する。

十月一日施行

日本標準産業分類が改訂されます

日本標準産業分類は九年ぶりの改訂がおこなわれる。今回の改訂は平成十三年二月に統計審議会に諮問され、今年一月に答申、三月に官報告示、十月一日に施行される。

今回の改訂で大分類「F製造業」、「I卸売・小売業、飲食店」「Lサービス業」等多くの分野で新設、統廃合が行われた。以下は大分類の新旧対照表。

大分類新旧対照表

〈改定後〉			〈現行〉	
A	農業	←	A	農業
B	林業	←	B	林業
C	漁業	←	C	漁業
D	鉱業	←	D	鉱業
E	建設業	←	E	建設業
F	製造業	←	F	製造業
G	電気・ガス・熱供給・水道業	←	G	電気・ガス・熱供給・水道業
H	情報通信業	←	H	運輸・通信業
I	運輸業	←	I	卸売・小売業・飲食業
J	卸売・小売業	←	J	金融・保険業
K	金融・保険業	←	K	不動産業
L	不動産業	←	L	サービス業
M	飲食店・宿泊業	←	M	公務 (他に分類されないもの)
N	医療・福祉	←	N	分類不能産業
O	教育・学習支援業	←		
P	複合サービス業	←		
Q	サービス業 (他に分類されないもの)	←		
R	公務 (他に分類されないもの)	←		
S	分類不能産業	←		

戦略的IT活用シンポジウム参加者募集

情報通信技術の導入や活用をテーマとした講演及び事例紹介のほか、IT関連製品等の展示・プレゼンテーションを行います。

- I 期 日 平成14年9月14日(土)
- II 時 間 展示・プレゼンテーションの部 10:00~17:00  
講演・事例紹介の部 13:00~17:00
- III 会 場 日本コンベンションセンター/国際会議場コンベンションホール
- IV 参加料 無料(講演・事例紹介の部については事前登録制です。)
- V 申込等 (社)千葉県情報サービス産業協会  
\*内容等については下記ホームページで、ご覧下さい。  
TEL 043-212-2755  
FAX 043-212-2756  
URL <http://www.chisa.gr.jp>  
E-mail [info@chisa.gr.jp](mailto:info@chisa.gr.jp)

- VI 主 催 千葉県中小企業IT推進協議会  
千葉県、千葉県中小企業団体中央会、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県産業振興センター、千葉県情報サービス産業協会(後援:関東経済産業局)



8月の放送スケジュール



テレビ東京(12ch)  
毎週土曜日  
朝6:30~6:45

第2週 <b>10日放送</b>	【企業レポート】 地域の発展に貢献!みちのくの小京都・角館の老舗醸造元 ■ビジネスホット情報■ 国際化で経営革新!中小企業国際化支援アドバイス制度
第3週 <b>17日放送</b>	【企業レポート】 タオル業界の情報化戦略!今治産地バーチャルファクトリー ■ビジネスホット情報■ 明日をひらく!高度化事業制度
第4週 <b>24日放送</b>	【企業レポート】 世界が認める!ウッドハンガーのトップメーカー ■ビジネスホット情報■ つかめビジネスチャンス!中小企業「ビジネス・メッセ2002」開催
第5週 <b>31日放送</b>	【企業レポート】 小樽の寿司を全国に!飽くなき挑戦が実を結んだ「冷凍寿司」の開発 ■ビジネスホット情報■ 未来を支える技術の結晶!「中小企業テクノフェア」

平成十四年度

「モデル組合」決定

中央会は七月二十九日、中央会議室において、平成十四年度「モデル組合選考委員会」を開催した。

この委員会は小企業者組合の中から、他の模範となる組合を選考、モデル組合に指定するもので、当該組合が実施する教育情報事業や成果普及事業に対して助成を行うこととなっている。

ちなみに小企業者組合とは①事業協同組合、商工組合、商店街振興組合のうち構成員の四分の三以上が小企業者(常時使用する従業員数五人、商業・サービス業は二人以下)の会社若しくは個人であるもの。②企業組合、③協業組合のうち常時使用する組合員が五人以下であるもの。

なお、本年度は選考の結果、次の二組合が指定された。

小見川ファミリーカード(協)

長生郡市再生資源(協)

関東申信越静ブロック中央会

会長会議開催

関東申信越静ブロック中央会は七月十八日茨城県大洗パークホテルにおいて会長会議を開催した。

これは、来る十月十七日さいたま市で開催される第五十四回中小企業団体全国大会の提出議案、各県から持ち寄った要望事項等をブロック中央会として審議し、取りまとめるもので、本会からは寺嶋会長と菊地副会長が出席した。

JAS法が改正されました

一連の表示偽装事件の多発を受け、今年七月に改正JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正に関する法律)が施工され①違反業者名の公表、②違反業者の罰則強化等がなされた。

これは、食品の製造・販売業者に対し、すべての食品に適正な表示を義務づけているもので関係者はご注意ください。詳細については千葉県農林振興課へ

TEL043-223-3082

組合に一人の組合士を

中小企業組合士制度の「案内」

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験の合格者の中から、三年以上の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

現在、全国で三千五百名、千葉県でも約八十名の組合士が登録されており、組合はもとより、中央会、商工中金等それぞれの分野において活躍しています。組合の専従役職員の皆様方のチャレンジを待ちしております。

試験科目は①組合制度、②組合運営、③組合会計の三科目で、一部の科目について合格した場合、その後三年間はその科目が免除されますので、一年一科目づつの受験で無理なく取得することも可能です。中央会では十月より受験のための講習会を計画しておりますのでご期待ください。認定の暁には組合士会へのご加入をお勧めします。

詳細は本会産業振興部まで